

昭和六年  
萩町圖書館

# 萩月報

第十四號



昭和六年八月十三日印刷納本

昭和五年五月六日第三種郵便物認可

行（毎月一回十五日發行）第四十一號

昭和六年八月號

山口縣萩町發行

## 目 次

<b>時 事 提 唱</b> ◇表彰狀傳達 表彰狀傳達事	<b>庶 般 行 政</b> ◇勳章傳達 ◇實業補習學校則改正 ◇山口高等商業學校特別教育實施 ◇立裁商業學校實踐科教室增築 ◇椿工事竣工 ◇青年訓練所指導員死傷 ◇夏季林間學校開設 ◇椿東青年訓 ◇游泳講習會開設 ◇夏季林間學校へ天幕寄附 ◇志都岐山青年團員の研究に關して ◇椿青年宿の視察	<b>旌 學</b> ◇勳章傳達 ◇椿東小學校七月中的行事 ◇椿西小學校七月中的行事 ◇立裁商業學校實踐科教室增築 ◇椿工事竣工 ◇青年訓練所指導員死傷 ◇夏季林間學校へ天幕寄附 ◇志都岐山青年團員の研究に關して ◇椿青年宿の視察	<b>產 業</b> ◇商業登記 ◇山口縣米穀獎勵種昭和六年七月中秋港輸出入貿易 ◇椿東青年訓 ◇游泳講習會開設 ◇夏季林間學校へ天幕寄附 ◇志都岐山青年宿の視察	<b>財 政 經 濟</b> ◇椿東青年訓 ◇游泳講習會開設 ◇夏季林間學校へ天幕寄附 ◇志都岐山青年宿の視察
至自	一五九	二三五	二四三	二二二一
<b>社 會 事 象</b> ◇新川改修縣費補助 ◇椿町上水道布設認可申請 ◇越ヶ瀬上水道の近況 ◇鐵道線路障害 ◇鐵道省管事務官來萩	<b>土 木 交 通</b> ◇椿町の人口動態 ◇七月中出生届出の者 ◇七月中死亡届出の者 ◇誤訂正 ◇七月中出入寄留者數統計 ◇七月中入寄留及復歸届出の者 ◇受刑者	<b>衛 生</b> ◇七月中死者埋火葬別 ◇七月中傳染病患者の狀況 ◇七月中死亡者病類別 ◇海水浴前の準備	<b>雜 事</b> ◇椿町の人口動態 ◇七月中出生届出の者 ◇七月中死亡届出の者 ◇誤訂正 ◇七月中出入寄留者數統計 ◇七月中入寄留及復歸届出の者 ◇受刑者	<b>學 事</b> ◇椿町稅制限外課稅の許可 ◇椿町稅附加稅不均一賦課の許可 ◇自轉車鑑札を無効となしたる者
至自	二二二一	二六	二四	二四

## 暑 中 御 見 舞 申 上 候

昭和六年八月

萩町役場員一同

## 時 事 提 唱

本萩月報は毎月一回十五日を刊行日となし萩町民として知つて置く必要ある事項は悉く之を登載することゝ其の一部を區長役場の記録となし更に一部を区内各戸に巡回する様併せて區長役場へ配付を致し夫々巡回氏名表を添屬し回覧に供してゐるのでありますが往々にして巡回の中途に於て萩月報の所在が判らなくなれる由を聞き痛く遺憾に存するのであります或は混雜に際し之を忘却せらるゝのは敢て無理とは申されませぬが自分の爲になることは人の爲にもなるという考を以て今後は是非とも速に区内各戸を巡回し最後より區長役場へ返付せらるゝ様にして戴きたいあります

本年は今までの現在に於て前數年に比し傳染病患者の數が著しく減少してをることは全く平素に於ける保健衛生上注意の行届きたる結果なりとし悦んでゐる次第であります追々暑熱を加ふると共に何時患者を増發せぬとも限りませぬから今の内より一層用心を重ねられ此の成績を持続し得る様にして戴きたいものであります

昭和七年七月二十二日は萩町會議員を改選する日であります其の選舉に付ては本年九月十五日の現在に於て「帝國臣民タル年齢二十五年以上ノ男子ニシテ二年以來萩町ニ生活ノ本據ヲ有スル者」は概ね選舉を行ふ資格を有することとなつてをりますが更に形式上に於て本年調製する萩町會議員の選舉人名簿に登載せられたる者にあらざれば投票を行ふことを得ずといふ條件が定められてありますから町當局に於ても此の人名簿に登載漏れの無き様常に注意をしてをる譯であります所が年齢又は住所年數の關係に依り本年初めて選舉權を有するに至りたる者若くは二年以内に他の區長役場管内より轉住したる者の如きは往々にして選舉人名簿に登載することを漏らす虞がありますから右に該當せる方々は來る九月二十日頃までに「住所氏名及生年月日」を所轄の區長役場に届出でらることとし明年七月の町會議員選舉に際し失權者となられざる様留意して戴きたいのであります

## 庶 般 行 政

### ● 宮 廷 錄 事

◎皇后宮行啓 皇后陛下は六月二十九日午前十一時十五分御出門大宮御所へ行啓午後四時五分還御あらせられたり

◎御陪食 六月二十九日正午宮中に於て載仁親王守正王兩殿下を午餐に召させられ陸軍特命檢閱使陸軍大將白川義則同鈴木孝雄其の他へ御陪食仰付けられたり

◎御祝電 七月四日米國獨立日に際し天皇陛下より同國大統領閣下へ御祝電御發送あらせられたり

◎皇后宮行啓 皇后陛下は七月四日午前八時三十五分御出門東京市大富尋常小學校、震災記念堂、東

京同愛記念病院、隅田公園及東京府立第一高等女學校へ行啓正午還御あらせられたり

◎皇太后宮行啓 皇太后陛下は七月六日午前十時三十分大宮御所御出門高松宮邸へ行啓午後四時還御あらせられたり

◎御安著 天皇 皇后兩陛下は七月十一日午前九時三十五分御出門同九時四十五分東京驛御發車同十時五十分逗子驛御著車同十一時五分神奈川縣葉山御用邸に御安著あらせられたり

◎七月十八日 宮内省告示第十六號を以て七月十二日誕生あらせられたる恒憲王殿下の第四男子名を文憲と命ぜらる旨公示せらる

◎行幸並御安著 天皇陛下は七月二十二日午前七時五十分葉山御用邸御出門同八時五分逗子驛御發車同九時十分東京驛御著車陸軍士官學校へ行幸同十一時五十分同校御出門午後零時五分東京驛御發車同一時十分逗子驛御著車同一時二十五分葉山御用邸に御安著あらせられたり

◎還幸 天皇陛下は七月二十九日午後二時二十分葉山御用邸御出門同二時三十五分逗子驛御發車同三

### ● 阿武郡町村長集會

七月四日午前十時三十分より町公會堂に於て阿武郡町村長集會開催、見島村を除く外全部出席し左記事項の協議を了へ午前十一時三十分散會せり

一、家畜保險に關する件

### ● 第五回繼續萩町會

七月九日午前十時より第五回萩町會開會、出席議員二十四名、左記議案を附議し昭和六年度萩町特別稅戶數割賦課額決定の件は審議を要するに依り全員を委員として調査を續行し次回の繼續町會に於て決定することとなり午前十一時過散會したり

一、昭和六年度萩町特別稅戶數割賦課額決定の件七月十三日午後二時より前回に引續き繼續萩町會を開催出席議員二十七名前回に於て調査續行中に係る

昭和六年度萩町特別税戸數割賦課額決定の件及左記  
議案を可決し引續き九州山陰方面に於ける五市一町  
の既設上水道に付視察委員より状況報告ありて後萩  
町上水道布設の件並之に關聯せる議案全部共原案の  
通可決し午後六時散會したり

## 一、萩町特別税戸數割免除の件

一、昭和六年度町税家屋税附加税賦課率變更の件  
一、寄附物件受理の件

## ◎叙任及辭令

鐵道技師

大田 明治

監督局技術課長を命ず

鐵道技師

永田 民也

故公爵伊藤博邦家督相續人  
從四位 伊藤 博精

襲爵被仰付

鐵道局長

大槻 信治

補門司鐵道局長 從四位勳四等

平井 三男

叙勳三等授瑞寶章

鐵道監察官正五位勳五等 大田 明治

任鐵道技師叙高等官三等

大田 明治

監督局技術課長を命す

鐵道技師

永田 民也

## □七月の中發令の主要法規□

## ◎國の法規

◎七月一日閣令第一號を以て家計調査施行規則の件公布

（萩町關係の分）

工務局保線課長を命ず

金子 武馬

監督局技術課長を命す

鐵道技師

永田 民也

◎七月一日内閣訓令第一號を以て家計調査施行細則制定の件公布

（萩町關係の分）

◎七月一日農林省告示第百七十一號を以て米穀法第四條の最低價格及最高價格の件公布

（萩町關係の分）

◎七月二日大藏省令第二十四號を以て所得稅法施行細則中改正の件公布

（萩町關係の分）

◎七月三日陸軍省令第十一號を以て陸軍職工規則中改正の件公布

（萩町關係の分）

◎七月六日遞信省告示第千三百八十七號を以て簡易生命保險積立金貸付規則第一條に依り貸付を爲すべき昭和六年度簡易生命保險積立金貸付原資、貸付目的及貸付利率の件公布

（萩町關係の分）

◎七月八日勅令第百七十三號を以て昭和六年法律第二十五號（蠶糸業法中改正法律）中第十一條の二、第一項、第三十五條の二及第三十六條改正の件は

（萩町關係の分）

蠶糸業組合法施行の日より之を施行するの件公布

（萩町關係の分）

◎七月八日勅令第百七十四號を以て蠶糸業組合法は昭和六年七月十五日より之を施行するの件公布

（萩町關係の分）

◎七月八日勅令第百七十五號を以て蠶糸業組合法は昭和六年七月十五日より之を施行するの件公布

（萩町關係の分）

◎七月十五日大藏省告示第百七十七號を以て、明治十七年第十八號布告兌換銀行券條例に依り、日本

- 銀行より發行する兌換銀行券の内、貳拾圓券を改  
造し、本年七月二十一日より發行の件公布
- ◎七月十七日勅令第百八十八號を以て國稅徵收法施  
行規則中改正の件公布
- ◎七月十七日勅令第百八十九號を以て昭和六年法律  
第十七號民事訴訟法中改正法律同法律第十八號民  
事訴訟用印紙法中改正法律同法律第十九號競賣法  
中改正法律同法律第二十號不動產登記法中改正法  
律施行期日の件公布
- ◎七月十八日司法省令第二十二號抵當證券法施行細  
則の件公布
- ◎七月十八日司法省令第二十三號抵當證券控の擔本  
又は抄本の請求等に關する手數料の件公布
- ◎七月十八日司法省令第二十四號を以て不動產登記  
法施行細則中改正の件公布
- ◎七月十八日大藏省訓令第十四號を以て大正四年大  
藏省訓令第十六號無盡業取扱方に關する心得の件  
公布
- ◎七月二十四日法律第六十五號を以て鑛業法中改正

の件公布

- ◎七月二十五日大藏省令第二十六號を以て明治三十  
年六月大藏省令第十號國稅徵收法施行細則中改正  
並施行期日の件公布
- ◎七月二十七日勅令第二百二號を以て昭和六年法律  
第六十四號著作権中改正法律施行期日の件公布
- ◎七月二十八日內務省令第十八號を以て著作権法施  
行規則の件公布
- ◎七月二十八日農林省令第十九號を以て耕地整理法  
施行規則中改正の件公布
- ◎七月二十九日遞信省令第三十三號を以て電報規則  
中改正の件公布
- ◎七月二十九日山口縣告示第四百八十八號を以て別掲山  
口縣の法規
- ◎七月三日山口縣令第三十九號を以て竹林造成獎勵  
規則の件公布
- ◎七月十日山口縣訓令第十九號を以て學校齒科醫及  
幼稚園齒科醫設置手續の件公布
- ◎七月十日山口縣告示第四百八十八號を以て別掲山

一 口縣青年團員研究獎勵規程の件公布

- ◎萩町告示の主なるもの
- ◎昭和六年度定期清潔方法の件
- ◎陸軍簡閱點呼執行の件
- ◎町會附議事件の件

◎厚狹郡藤山村廢止

市制第四條及町村制第三條に依り昭和六年八月一日  
より厚狹郡藤山村を廢し其の區域を宇部市に編入せ  
らる。

◎感謝

一 雨傘二百本(内一百本明倫小學校)

右西田町區

小原 種助殿

一 雨傘三百本(内一百本椿東小學校)

内一百本白水小學校

島屋 要次殿

一 雨傘三十本(内二十本明倫小學校)

右東田町第二區

出羽百合助殿

一 雨傘四十本(内二十本椿東小學校)

右東田町第二區

柏木源五郎殿



◎椿東小學校七月中の行事

- 同學年會 七月四日阿武郡西部教員會主催、尋四同學年會を開催、唱歌科（岡訓導）讀方科（福場訓導）實地授業學校經營方針の發表、實地教授批評並に研究を遂げ午後一時より懇談を催し出席者田中明倫小學校長以下十六名
- 保護者會 七月十日教授參觀、校長講演、學級主任と保護者との懇談あり、當日は恒例に依り椿東女子青年團主催の「バザー」を開催したり出席者五百名盛會裡に正午閉會。
- 水泳講習會 七月十七日より五日間を豫定し、午前十時三十分より十一時三十分迄小畠浦海岸にて尋五以上全兒童の水泳講習會を開催の處天候不順の爲十七、八日兩日實施せしに止まれり。
- 學友團總會 七月二十三日第十回椿東校學友團總會を開催、本年度必行事項、實施過程の反省、夏期休業中、家庭に於ける學習、奉仕作業並各分團區に於ける自治訓練事項等を協議決定せり。
- 學友團地方支部總會 七月二十五日椿東校學友團

◎椿西小學校七月中の行事

- 地方支部總會を開催、尋四以上全兒童各地方支部毎に曩に學友團總會に於て決議されたる事項に依り主として夏期休業中の自治訓練事項を協議決定す。
- 書方特別指導 七月十四日、二十一日、二十二日の三日間有田萩商業學校教諭を聘し書方科の特別指導を受く

◎保護者會 七月二十四日前八時より正午まで保護者會を開催し授業及唱歌會參觀、學校長訓話、各學級擔任教員との懇談を行ひ成績通知票を交付した、出席人員二百六十名盛會であつた。

◎實業補習學校學則改正

豫て認可申請中の當町内六實業補習學校學則改正の件七月二十五日付を以て本縣知事より認可の指令ありたり

◎山口高等商業學校特別教育實施

- 七月十一日より二十四日迄十四日間當町堀内公會堂に於て山口高等商業學校貿易別科生三十有餘名の爲夏期特別教育を實施せり

◎町立萩商業學校實踐科教

- 豫て工事中の萩商業學校實踐科教室增築工事完了し七月二十九日より使用を開始せり

◎青年訓練所指導員死去

- 理髮從業者の爲明倫青年訓練所第二特別班を創設し並町内各青年訓練所生徒の入所及出席督勵等寢食を忘れて熱心奔走しつゝありし明倫青年訓練所指導員齊藤實氏は七月三十日死去したり

◎青年訓練總動員實施

- 七月八日午後八時より小畠浦永照寺に於て椿東青年團小畠浦支部發會式を舉行す、支部團員八十名出席小畠浦漁業組合幹部諸氏、學校關係者、地方有志者等の熱誠なる後援の下に支部を成立せしめたり、其の際の申合せの下に椿東青年訓練所小畠浦特別班は七月十日より同廿一日まで毎日小畠浦埋立地廣場

◎椿東青年訓練所小畠浦特別班創設

に於て午後五時より七時まで二時間宛教練並に學科指導を行ふこと、し正生徒二十四名准生徒十八名共熱心に教練を實施せり、尙右期間中二回の日曜日には午前五時より七時まで、椿東青年訓練所、同第二

特別班、小畠浦特別班聯合の教練並に主事の閱兵式を舉行し、七月二十二日午後四時より小畠浦海岸に於て前記三箇班聯合の夜營教練を舉行、餘興として地網等を試み、七月二十三日午後八時より小畠浦公會堂に於て終了式を舉行、河村椿東校長、漁業組合幹部諸氏より激勵の挨拶並に團員の感想發表、其の他次年度に於ける必行事項の申合せの外今後に於ける自治訓練事項をも協議決定したり

以上第一次教練期間は短期間なりしも就中各個教練は全部修了し、手旗信號の如きは完全に實地應用の域に達するの好成績を擧げ得たり、殊に准生徒たる未定年者、超定年者の之に參加して熱誠に教練を受けたることは當特別班の特色とする所なり

當小畠浦に於て青年團支部並に青訓特別班の同時に創立されたるは青年團員の自發的意志により、又漁業組合幹部地方有志者在郷軍人會等之が關係者の

極めて熱誠なる後援と理解の下に之を急設するの因を成せるものなり本紙を通じ併せて其の厚意を感謝す

### ◎夏季林間學校開設

萩町主催の下に町内學齡兒童中虛弱者の健康増進施設として七月二十七日より十四日間志都岐公園内に林間學校を開くこと、し七月二十七日午前十時同所に於て開校式を舉行秋田學務課長の開會の辭宮崎町助役の式辭に次ぎ田中主幹の生徒心得に付訓示あり岡本稅務署長の祝辭保護者總代長澄市衛氏の挨拶等ありて式を閉づ因に本年の收容兒童は男子三十九名女子三十八名合計七十七名にして期間中に於ける行事左の如し

#### 一、毎日行事(自午前八時至午後四時)

朝會(八時半迄)學習(九時半迄)檢溫、音樂(十時迄)休息、おやつ、遊戲、游泳、体操、散步、音樂(十一時半迄)晝食、休息、童話、音樂(零時半迄)午睡(一時半迄)音樂、遊戲、体操、游泳、休

### 息、おやつ(三時迄)學習(三時半迄)作業(四時迄)

#### 二、期間中行事

七月二十七日体重測定、二十八日齒ブラシ教練開始、二十九日体育テスト、三十日學藝會、三十一日船遊び、八月一日驅虫デー、二日体重測定、住吉祭、三日住吉祭、四日健康相談日、五日音樂會六日運動會、七日七夕祭、學藝會、八日体重測定反省會

### ◎林間學校へ天幕寄附

當町大字今古萩門田正男氏より亡兒追善の意旨により萩町林間學校用として天幕(六坪)壹張を寄附せらる茲にその厚意を感謝す

### ◎游泳講習會開設

阿武郡教育會、萩町及萩商工會聯合主催の游泳講習會は七月廿七日より十二日間當町菊ヶ濱海水浴場に於て開設することとなり廿七日午前八時三十分開

別項記載の如く今回山口縣青年團員研究獎勵規程を制定せられたるは青年團員の產業に關する研究を奨め之が改善進歩を圖り進んで工夫創造の氣運を醸成し更に職業を尊重して之に對する技術を修練するの氣風を助長するに在り仍て其の趣旨を周知すると

#### 一、水上設備

飛込臺二基、ターニング臺四基及境界浮標

#### 二、陸上設備

自働電話、男女脱衣所、各一箇所、淡水浴場二箇

#### 所、ブランコ二基、休憩所及便所

### ◎青年團員の研究獎勵に關して

共に之が獎勵に關し關係者の配慮を煩す次第なり

○山口縣青年團員研究獎勵規程

第一條 本縣青年團員にして産業に關する研究を爲し又は職業に關する技能を修得し成績特に優良な者には本規程に依り研究賞又は技能章を授與す

第二條 研究賞並技能章の授與は左記の標準に依る  
一、研究賞 素行善良にして産業に關する研究工夫改良を爲し優良の成績を擧げたるもの

二、技能章 素行善良にして職業に關する技能を修得し成績優秀にして他の範たるもの

第三條 前條第一號該當者には賞牌並賞金を、第二號該當者には賞牌を授與す

第四條 研究賞及技能章は市町村長又は市町村青年團長の推薦に基き縣に於て審査の上之を授與す

第五條 市町村長又は市町村青年團長は毎年九月末迄に左記事項を具し該當者を知事に内申すべし

一、履歴書 原籍、現住所、戸主との關係、氏名  
生年月日、學歴、職業、青年團との關係、兵役、  
賞罰、其の他

二、詳細なる推薦の事由

◎椿青年團七月中の行事

○男子青年團豫習教育 本年徵兵適齡者に對し七月七日より九日間毎夜學科豫習教育を實施した

○女子青年團染色講習會 七月二十一、二日の兩日萩高等女學校岡田教諭を招聘して染色絞染の講習會を開催出席者二十餘名であつた

◎志都岐山神社寶出陳

縣社志都岐山神社所藏國寶太刀銘延吉一口を一箇年間靖國神社附屬遊就館へ出陳方七月十五日付其の筋より命令ありたり

◎玉江浦青年宿の視察

平井山口縣知事は七月十七日萩町玉江浦青年宿を視察し其の宿の組織等に付嘆賞せらるゝ所あり同時に觀音院に於て休憩中青年團員一同に對し青年の心得べき事柄に關し懇篤なる訓示と共に今後益々共同一致奮勵努力すべく慇懃せられ列席の地方有志漁業

組合幹部及團員一同に對し大に感動を與へられたり因に當日平井知事を中心とし一同紀念撮映を爲し之を各青年宿に掲出し置くことゝせり

産業

◎商業登記

○七月九日官報を以て左記の通公示せらる

株式會社設立

商號 株式會社大萩市場

本店 萩町大字東田町十六番地ノ一

目的 本會社は山口縣令青物市場取締規則に依る市場設立の許可を得て青物及日用品の小賣市場を建設し場内を區割して青物及日用品の小賣販賣人に貯貸し、小賣販賣及仲介販賣、其の他之に附隨する事業の一切を營ましむるを以て目的とす

設立の年月日 昭和五年十一月二十七日

資本總額 金八千圓

一株金額 金二十圓  
各株拂込額 金二十圓

公示方法 本會社の公告は本會社の店頭に掲示して之を爲す

取締役の氏名 林安次郎、末永光藏、村田善治郎  
田中専介、齋藤五郎作、中谷長藏、竹原安次郎  
監査役の氏名 山本與一、土田梅吉、岡村秀藏  
會社を代表すべき取締役の氏名 林安次郎  
昭和六年三月三十日登記

○七月二十日官報を以て左の通り公示せらる

合資會社設立

一、商號 合資會社八木六百館

一、本店 萩町大字西田町三十一番地

二、目的 一、各種新聞並に書籍雑誌類の販賣、  
二、右に附隨して必要なる業務

一、設立の年月日 昭和六年四月十九日

一、社員の氏名 出資の種類價格及責任  
金貳千圓、無限責任、八木榮一

金壹千圓、有限責任、河上屋千代槌

開港子之由出品

春光

日圓六百圓市大

金壹千圓、有限責任、山崎清六

一、存立時期 設立の日より滿十箇年

### ◎山口縣米穀獎勵種

七月十七日山口縣告示第四百九十七號を以て昭和四年二月五日山口縣告示第九十一號米獎勵品種及準獎勵品種左の通改正し昭和七年度山口縣農事試驗場配付原種より之を適用する旨公示ありたり

獎勵品種(括弧内は略稱)

●牛若●早生神力一號●穀良都三號●辨慶二號●中生神力一號●都三號●雄町一號●山口晚生神力三號(山口晚神)●山口武作選二號(山口武作)●山口糯一號(山口糯)

準獎勵品種

●山口神力●雄町(岡山產)●龜治●旭●白玉

### ◎第二回滿洲見本市狀況

滿洲輸入組合聯合會主催の第二回滿洲見本市は昭和

六年七月二十四日より同二十六日迄三日間大連市大連取引所及大連商工會議所に於て開催せり之が出品區域は北海道、東京、神奈川、靜岡、愛知、埼玉、福岡、鹿兒島、長崎、新潟、佐賀の一道三府二十二縣下及京城青島關東州方面に涉り何れも家庭用品、服裝附屬品、食料品の見本等を展示し各府縣共商談取引に奔走したり就中萩町より出品したるものは木竹材、木製玩具、魚類、罐詰、夏蜜柑製菓子、同マーマレード、同シロップ漬等にして其の商談成立高約二千圓に達し其の取引地方は大連市以外に奉天、吉林、長春、本溪湖、安東、開原、鐵嶺、鞍山、撫順、青島の各方面に涉れるを以て將來に於て相當販路を需め得たるものとし同慶に堪へざる所なりとす尙萩地方の物產は質品に於て優秀なることを認識せられたるを以て銀暴落に依る財界不況の期節なるに鑑み可成生産費を低減し廉價にて提供するに於ては多量の取引可能なるものなりと認めらる要するに滿洲地方は空氣乾燥せる關係上耐乾に最も注意を要す

一月以降累計 一六八、二三八、五八七  
輸入之部  
一月以降無し

### ◎昭和六年七月中町立

#### 萩魚市場賣買取扱高

區	分	本月分賣買取扱高	年度內累計
萩魚市場	二五、〇五七	一五、二七	一〇八
越ヶ濱出張所	二五、六六、四〇	五九、一四、三五	一〇八
玉江出張所	五、五三、八〇	三、九六、八〇	一〇八
計	四三、二五九、一九	三三、一六、一四	三〇〇

### ◎昭和六年七月中萩港輸出入貿易

#### 輸出之部

品名	價格	噸量	仕向地
漬物	五〇圓	一	關東洲
罐詰	一、三三〇	七	同
木材	二六五	七	同
竹材	一五五	九	同
計	一、八〇〇	二四	同

### ◎七月中の氣象

氣溫平均	最高氣溫	最低氣溫	雨雪量
二五度〇九	二六度四〇	二〇度七七	五一五釐四

### ◎七月中風向觀測

北  
北東  
東  
南東  
南  
南西  
西  
北西  
靜穩  
最多方向

◎七月中天氣類別日數

日數	種別
一	晴快
六	晴
二	曇
五	雪
一	霰
一	雹
一	霜
一	濃
一	電
一	雷
一	地
一	暴
一	最
一	高
一	三
一	十
六	度以下○
一	度○

○七月 中萩町物價

本月中平均物價 前月に比し騰落

裸麥(精白)	一石	一石
大豆	一石	一石
白味噌	一貫	一貫
清酒(中等品)	一石	一五、〇〇〇
白砂糖(洋)	百斤	七〇〇
赤砂糖(洋)	百斤	八〇、〇〇〇
鰹節(土佐)	一貫	一八、〇〇〇
牛肉(中等品)	百斤	一五、〇〇〇
		落
		騰

## ○今月の園芸行事

下種 結球白菜、大根、蕪青、秋植馬鈴薯、玉蒿苣  
糸三葉、抑制胡瓜、菜豆  
收穫 西瓜、蕃茄、胡瓜、茄子、冬瓜、越瓜、紫蘇  
里芋、甘藷、牛蒡、人參、枝豆  
病虫害驅除 大根の心喰虫、菜類の青虫、蚜虫  
サルハムシ等に砒酸鉛を撒布し病害には四斗式  
乃至五斗式ボルドー液を撒布す

果樹  
收穫 桃、葡萄、栗  
病虫害驅除 柿の蒂虫には砒酸鉛を、夏橙のダニ類

説明せん

ニハ石か硫黃合劑(三度濃)を落葉病に  
接木 芽接を本月中に行ふ  
花卉  
下種 サイネリヤ、プリムラ、カルセヲラリ  
移植 先月下種のサイネリヤ、プリムラ、カラリヤを移植す  
草花種子の準備 秋蒔草花種子の準備を爲す

◎ 蔬菜の忌地に就いて

萩田 成澤 技手

蔬菜類中には大根、ノ蓼、甘藷、玉葱、南瓜等の如く之を連作するも少しおの害を認めず寧ろ之により却て品質を上進するもの無きにあらざるも其の他多くの蔬菜は連作を忌むものである。

従來この忌地に付ては種々學者の研究せる所あり即ち佐藤、山口氏を始めとして大工原博士 K. Gedring 氏に亞ぎ鈴木博士、堀博士等に依り唱道せらるゝ諸説あるも是は姑く措き左に蔬菜一般の忌地に就いて

るか即ち彌地酵素の排泄物が酸性強きが爲に之が酸度を増し又は植物が肥料を吸收するに際し先づ根より拘縫酸を分泌し肥料を分解するのであるが、此の酸が殘留して土壤中の酸を増加する生理的作用の外に酸性土壤の成因たる遊離酸に依るのである即ち水に酸類が溶解せられて存するものにして吾人は良く舌頭にて知ることを得らる是は黒土地に多く生成す又無機酸あり即ち煙毒、亞硫酸瓦斯、鑛毒等である是等は赤土地の地方乃至は鑛山温泉のある地方に多く現るゝ現象なり尙土壤成分の分解に依り自ら酸性を増加するものあり是は花崗岩の多き砂地に良く認むる所である



數年間休作せざるべからず  
全科植物を引續き栽培すべからず又異科  
植物にしても加里分を多く要する作物は  
不適當なり

然れども同科植物にして一方が連作に堪へ得る力  
強きときは能く他の連作に堪へざる植物の後に亞ぎ  
て栽培することを得べし即ち次の如し

前作物	後作物
豌豆	蠶豆
西瓜	南瓜
越瓜	南 <small>シュン</small>
牛蒡	蒿 <small>ギク</small>
	瓜 <small>グ</small> 害なきが如し
	蒿 <small>ギク</small>

兩方共淺根なれば養分の關係不利  
肥沃に失し蔓繁茂し諸發育せず  
土地瘠せたるを以てなり  
岐根を生じ易し

町和尙限夕謡和の言口

○町稅附加稅不均一賦課の許可

昭和六年度地租附加稅、特別地稅附加稅、營業收  
益稅附加稅、縣稅家屋稅附加稅及縣稅雜種稅附加稅  
制限外課稅の件本縣知事へ稟請中の處七月二十一日  
付許可せられたり

而して石灰にて酸性を中和するに現る不純の燃  
地の如きは反當り五十貫乃至百貫を要すると雖是は  
表土三四寸のものを中和するに過ぎず全般を中和せ  
しむることは困難である

昭和六年度縣稅雜種稅附加稅及營業稅附加稅不均  
一賦課の件本縣知事へ稟請中の處七月一日付許可せ  
られたり

昭和六年度町税家屋税附加

もアルカリ性の肥料にして適宜之を用ふれば効果大である

昭和六年度家屋税本税額の増加に依り町税附加税の総額を既定豫算額金八千八百貳拾貳圓の範圍内に止むる爲本税壹圓に付金五拾參錢とせるを同上壹圓に付金四拾八錢八厘に改訂の件町會の議決を經たり

◎自轉車鑑札を無効としたる者

七月中紛失の届出に依り新鑑札を交付し無効の處

鑑札番号	事由	住所	所姓	氏名
八七、二二五	紛失	橋本町區	藤野	敏介
九五、七二九	ク	吉田町區	藤井	俊雄
九五、七七九	ク	香川津東區	原田	帝之助
乙三前一、四九〇	ク	平安古町第三區	坪倉	金次郎
乙三后一、五二七	ク	南片河町區	宮本	十之進
" 后一、五一六	ク	"	"	"

軍事

◎徵兵検査

七月十五日より十七日迄三日間萩町公會堂に於て  
萩町壯丁の徵兵検査を施行せられたり其の成績は昨  
年度に比し一般に良好にして受検人員に對する甲種

區分	身長	長(單位米)	體重	重(單位斤)
適齡年	最長	最短	平均	最重
昭和五年	一、七五	一、四五	一、六七	金、〇
昭和六年	一、五一	一、四六	一、五六	金、〇
◆壯丁職業調	大	左	石	其計

職業	農業	漁業	商業	學業
體格等位	業	業	業	生
職業	官公	宗教	神職	學
體格等位	業	家	僧	學

入所者	本籍居住者の出席狀況	他府
優良	普通	不良
二〇	三	一
二〇	三	一

◎現役滿期者

七月九日歩兵第四十二聯隊を現役滿期に依り歸郷したる者左の如し

東田町第二區步一	新庄	博
檜屋今魚店町區步一	中村	松信
東京市寄留步上	野村	正次

鶴江第一區步一	越ヶ濱第六區步一	大谷區步上	笠屋區步一	玉江浦第二區同	倉江區步一
岩崎	清熊	忠一	中村	佐々木市治	萬屋
石丸	清一	庄市	室本	庄市	孫一
岩田	清助				

合格者の百分比左の如し

◆壯丁受檢人員

年	次	受檢人員	甲種合格者	受檢人員に對する百分比
昭和五年	三五二人	一一〇人	三一、二五	
昭和六年	三四五	一一七	三三、九一	

備考	本表は寄留地及在留地に於て受檢せし者九〇名を除く以下同し

◆昭和六年度萩町徵兵検査受檢人員

年	次	受檢人員	甲種合格者	受檢人員に對する百分比
昭和六年	三五二人	一一〇人	三一、二五	
昭和六年	三四五	一一七	三三、九一	

◆壯丁花柳病トロボーム患者數

年	次	受檢人員	トロボーム患者數
昭和五年	三〇一	八	三〇九
昭和六年	四四一	四四	一〇
昭和六年	三四五	八	三五三

◆壯丁花柳病トロボーム患者數

年	次	受檢人員	トロボーム患者數
昭和五年	三〇一	八	三〇九
昭和六年	四四一	四四	一〇
昭和六年	三四五	八	三五三

◆壯丁體格調

前年適齡者

年	次	受檢人員	トロボーム患者數
昭和五年	三〇一	八	三〇九
昭和六年	四四一	四四	一〇
昭和六年	三四五	八	三五三

◆壯丁體格調

本年適齡者

年	次	受檢人員	トロボーム患者數
昭和五年	三〇一	八	三〇九
昭和六年	四四一	四四	一〇
昭和六年	三四五	八	三五三

◆壯丁體格調

本年適齡者

年	次	受檢人員	トロボーム患者數
昭和五年	三〇一	八	三〇九
昭和六年	四四一	四四	一〇
昭和六年	三四五	八	三五三

同 步上

荒川 正男

一、例會 山口聯隊區將校團演習會の際開催する  
を例とす

二、臨時集會 必要の都度之を開催す

第四條 本會に左の役員を置く

一、會長一名(福田中將)

七月十六日武官服役令第二十六條に依り兵役を免除  
せらる

◎兵役免除者

瓦町區 後歩軍曹

大中 金一

七月二十四日萩町公會堂に於て阿武郡在郷將校會  
組織の協議會を催し左記規約の通成立することなり  
福田中將會長に就任せられたり

◎阿武郡在郷將校會規約

第一條 本會は阿武郡内在住の在郷將校同相當官を  
以て組織す

第二條 本會は會員相互の親睦を敦ふし且つ諸種の  
研究を爲すを以て目的とす

第三條 前條の目的を達する爲本會は左の通り集會  
を行ふ

第八條 本會の事務所は阿武郡聯合分會事務所(萩  
町役場内)に之を置く

第五條 本會の經費は入會金寄附金等に依り支辨し  
集會の際行ふ會長費は出場者より臨時徵收す

第六條 會員は入會の際金壹圓を納むるものとす  
第七條 會員中不幸あるときは其の最寄會員は幹事  
に通報し特に其の家に到り斡旋の勞を執るものと  
す

## 土木交通

◎新川改修縣費補助

昭和六年度に於て新川改修工事に對する縣費補助  
金七百參拾圓交付方七月二十五日付本縣知事より指  
令ありたり

◎萩町上水道布設認可申請

七月二十三日午後九時前頃後小畠區公會堂裏山手  
側鐵道線路切取箇所崩壊(人畜に損傷なし)せしに依  
り時を移さず後小畠、小畠浦各區より男女八十人夫約五  
十人を繰出し辛ふじて翌朝奈古驛發の列車を運轉し  
得る程度に迄切開きを爲したり急報に接し林町長は  
午後十時現場を臨視せり。

◎山口萩間省營バスに關

七月三日鐵道省運輸局營事務官來萩し山口萩間省  
營バスに付關係町村長と打合を爲し四日山口市に向  
け出發したり

共用栓使用戸數四百拾四戸、専用栓使用戸數拾九  
如し

## 社會事象

土木

◎越ヶ濱上水道の近況

七月一日現在に於ける越ヶ濱上水道使用戸數左の

引返人員五五二人 萩町下り人員五四二人  
計一、〇九二人

○萩町聯合主婦會設立

七月十六日午後三時より町役場樓上に於て萩町聯合主婦會發會式を舉行次の事項を豫定せり  
會則の協議、評議員及會長副會長を選舉の後水沼本縣社會教育課長の講演ありて茶話會に移り五時半閉會せり役員及び會則次の如し

會長	杉 夕キ
副會長	齋 藤 コマ
評議員	増 山 靜子
全	竹田 ミツ

月中長門峽入峽者人員左の如く  
人員五五二人 萩町下り人員  
〇九二人

目十事以  
平生奉親  
全全全全全

樽屋町區	惠美須町區	濱崎新町第 二區	濱崎町第二區	中ノ倉第二區	無田ヶ原一區	前小畑第二區	小畑浦第一區	小畑浦第二區	越ヶ濱第一區	越ヶ濱第四區	越ヶ濱第五區	金谷區	雜式町區	山田第二區	玉江第三區	倉江區
男女男	男女男	男女男	男女男	男女男	男女男	男女男	男女男	男女男	男女男	男女男	男女男	女	女	女	女	女

區	名	性別	七月 中		六月 末		計
			男	女	男	女	
香川津東區	椎原	男	一	一	一	一	一
土原第一區	江區	男	一	一	一	一	一
倉原	江區	男	一	一	一	一	一
合計			一	一	一	一	一
堀內第一區	女	男	女	男	女	男	女
堀內第二區	女	男	女	男	女	男	女
平安古町第一區	一	一	三	二	一	二	二
江向第一區	一	一	三	二	一	二	二
土原第一區	一	一	三	二	一	二	二
川島第三區	一	一	三	二	一	二	二
名性別	七月中	六月末	人	人	人	人	人
區							
◎七月 中萩町窮民恤救狀況							
計							

樽屋町區	惠美須町區	濱崎新町第 二區	濱崎町第二區	中ノ倉第二區	無田ヶ原一區	男	男	女	男	女	男
前小畑第二區	小畑浦第一區	小畑浦第二區	越ヶ濱第一區	越ヶ濱第四區	越ヶ濱第五區	金谷區	雜式町區	山田第二區	玉江第三區	倉江區	女
男	女	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男
男	女	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男

第一條 本會は萩町聯合主婦會と稱す

第二條 本會は町内の主婦會并に主婦會と同一の目的を以てする婦人會を會員とし之を組織す

第三條 本會の事務所を萩町役場内に置く

第四條 本會は會員相互の聯絡提携を圖り其の進歩發達を促し特に家庭教育の振興社會生活の改善を期し併せて萩町の公益増進の爲資するを以て目的とす

第五條 本會は前條の目的を達する爲左の事業を行ふ

一、婦人の修養、家庭教育并に家庭生活に關する

二、總會、協議會、講習會、講演會の開催

調査研究

## 三、見學視察

四、家庭教育、家庭生活に關する必需品の紹介  
五、其の他本會の目的を達成する爲必要なる事項

## 第六條 本會に左の役員を置く

總裁 一名

會長 一名

評議員 若干名

## 第七條 總裁には萩町長を推戴す

會長副會長は評議會に於て之を選舉す

評議員は各團體代表者に於て之を互選す

幹事は會長之を囑託す

## 第八條 總裁は本會を統督す

會長は本會を代表し會務を總理す

副會長は會長を輔佐し會長事故あるときは其の職

務を代理す

評議員は本會長の諮問に應じ及本會の重要事項を

審議す

幹事は會長の命を承けて會務を掌理す

選舉に依る役員の任期は三ヶ月とし補缺の場合は

前任者の殘任期間を在任す

## 吉田雜誌燭台主幹は史蹟見學の爲七月二十日來萩

## 糟谷本縣電氣局長は退職挨拶の爲七月二十四日來萩

## 三木本縣商工水產課長は史蹟見學者引率の爲七月二

## 十四日來萩

## 沼田本縣農林技師は就任挨拶の爲七月二十五日來萩

## 豊浦郡阿川青年團員二十九名は史蹟見學の爲七月二

## 十九日來萩

## 中原川島第一區長代理は病氣の爲七月四日死去

## 衛生

## ◎七月中死亡者埋火葬別

	七月 中	六月迄	内死亡者數	計
病名				
チフテリヤ	一人	一人	一人	一人
痘	一	六	五	六九
腸チブス	二	二	一	五六
赤痢	一	二	三	一〇二
疑似赤痢	一	一	一	二二
計	三	一四	五	二五
七月 中	六月迄	合計		
チブス疫痢其他地方病	一人	五人	五人	
感	胃	一	一三	一三

第九條 本會の經費は左の收入を以て之を支辨す

一、分擔金

二、寄附金

三、補助金

第十條 本會の會計年度は毎年四月一日に始まり翌

年三月三十一日に終る

第十一條 本會則施行に關する細則は會長之を定む

## ◎公人及私人

人  
事

婚姻 異婚  
出生 死亡  
死亡 死產

## ◎ 莺町の人口動態

爲に強い刺戟を受け、夜は發熱して眠られないばかりでなく、吹き出ものゝやうなものが出て皮膚が破れその痛さはなか／＼激しい、だから海水浴の準備として先づ裸体練習をつゝけ大いに皮膚を鍛錬する必要がある、しかし呼吸器病の人は相當に健康を回復するまでは海水浴は禁物である、もし多少でも熱があつた場合に日光浴とか水泳をやると、ひゞく發熱し咯血したり病氣を急に悪くさせたといふ實例が甚だ多い、漸進的にやらねば効果は少いばかりでなく却て悪い結果となる事がある、先づ最初に空氣浴をやつてから海水に入るべきであるそして游ぐといふ段取りにすれば大抵安全である。

結核性	癌及惡性腫脹	腦膜炎	瘤及惡性腫脹
心臟の器質的疾患	脳出血及脳軟化	急症氣管支炎	急症氣管支炎
慢性氣管支炎	其の他呼吸器病(肪膜炎)	肺炎及氣管支炎	慢性氣管支炎
胃の疾患	下痢及腸炎	肺炎及氣管支炎	慢性氣管支炎
外因死	老弱先天性弱質及乳兒固有の疾患	萎縮腎	肺炎及氣管支炎
其の他の疾患	外因死	先天性弱質及乳兒固有の疾患	胃の疾患
計	外因死	老弱先天性弱質及乳兒固有の疾患	胃の疾患

— 32 —

## 結核性 瘤及惡性腫瘤

腸

三四五

— 3 —

一二五

○ 3 -

一  
丁

二一五

三四八

## ◎海水浴前の準備

▼裸體習練を行へ

○七月 中出生届出の者

名士年譜

椎原	卯之助庶子女	見神	節子	昭和六年六月廿一日
川	向	次郎二男	河内山秀雄	同
中津江	島	松藏孫	堀	昌子
川	原	幸雄孫	金子	進一
平安古町	市五郎二女	一郎三女	青海ハル子	同
堀	平作長男	末弘長男	島田シズ子	十五日
平安古町	勝平孫	岸田	井町	二十日
玉	音五郎孫	伊藤	伊藤	廿四日
江	又助孫	一男	一男	七月一日
浜崎新町	井町	同	同	廿九日
幸助	精助	同	回	三十日
岩崎	正剛	同	同	廿八日
				廿九日

○七月中死亡届出の者

○印は萩町に本籍なき者

江	木	鶴	木	江	向	續柄不明
江	部	伊八二女	宗村	德子	元池	清男
守	樹太郎母	末永	ヒナ	廿五日	廿五日	廿三日
町	藏政長男	江島	正一	廿六日	廿六日	十二日
向	寅松養母	中村	ミノ	廿三日	廿三日	廿八日
戶	主	青木	総文	同	同	同
市	佐古	大谷	キチ	同	同	同
三郎	乙熊養母	平治	カメ	同	同	同
三男	實平長男	正本	同	同	同	同
江	江浦	井上	同	同	同	同
後	小畠	嘉市	同	同	同	同
鶴	金祐長男	齋藤	實	廿九日	廿九日	廿四日
濁	光藏四男	來島	重一	卅一日	廿四日	廿四日
江	江浦	勝山	榮	同	同	同
東	玉	山田	テル子	廿四日	廿四日	廿四日
濱	江	ヨネ	孫	卅一日	廿四日	廿四日
崎	後	勝	山	同	同	同
町	鶴	勝	山	同	同	同
松	濁	勝	山	同	同	同
本	米	勝	山	同	同	同
市	屋町	勝	山	同	同	同
		勝	山	同	同	同

誤謬訂正

六月中死亡届欄に大島京子、藤井越子両名を記載し  
たるは誤記に付抹消す

◎七月 中出入寄留者數統計

男	女	計	一月以降累計
三〇人	二二人	五二人	四九一人
二三	一二	三三	一五一
五二	三三	八五	六四二
三〇	三七	六七	六八七
三四	二	六	六九
三九	七三	七五	七五六
三四	四	六九	六九
入寄留	復歸	計	

◎七月 中出寄留及退去届出の者

○印は退去者

出寄留又は退去

年月日

昭和六年六月十五日

倉	浦	原	江	戸	名	戸主との柄	氏	名
全	全	伊三郎弟妻	小畑	江	續	伊三郎弟妻	氏	名
全	全	鈴木クメラ	戸	戸	伊三郎	伊三郎	氏	名
全	全	マサヨ	主	主	吉村伊三郎	吉村伊三郎	氏	名
全	全	ハナ子	全	全	富子	富子	氏	名
全	全	薰	全	全	全	全	氏	名
全	全		三十日	三十日				
全	全		廿五日	廿五日				

玉江浦	中ノ倉	北古萩町	無田ヶ原	全	全	全	全	全
原	原	島	秀吉婿養子	孫	婦	豊之進長男	井原萬吉	二十日
吉衛妹	戸五四道輔	原	松本忠夫	全	マツ子	全	哲	
喜美枝	長戸五四道輔	島	茂住豊亮	秀吉婿養子	孫	忠夫	全	
正子	戸五四三二長妻戸戸甥甥	島	好木稻藏	松本忠夫	マツ子	忠夫	全	
誠	戸五二長妻戸戸甥甥	島	勘市廉	秀吉婿養子	孫	忠夫	全	
正篤	戸五二長妻戸戸甥甥	島	重雄	松本忠夫	マツ子	忠夫	全	
正宣	正宣	島	穀川	秀吉婿養子	孫	忠夫	全	
正博	正博	島	穀川	秀吉婿養子	孫	忠夫	全	
正興	正興	島	穀川	秀吉婿養子	孫	忠夫	全	
正量	正量	島	穀川	秀吉婿養子	孫	忠夫	全	
正晴	正晴	島	穀川	秀吉婿養子	孫	忠夫	全	
幸三	幸三	島	穀川	秀吉婿養子	孫	忠夫	全	
日洋	日洋	島	穀川	秀吉婿養子	孫	忠夫	全	
田鶴	田鶴	島	穀川	秀吉婿養子	孫	忠夫	全	
君枝	君枝	島	穀川	秀吉婿養子	孫	忠夫	全	
光夫	光夫	島	穀川	秀吉婿養子	孫	忠夫	全	
輝夫	輝夫	島	穀川	秀吉婿養子	孫	忠夫	全	
キヌ	キヌ	島	穀川	秀吉婿養子	孫	忠夫	全	
幸三	幸三	島	穀川	秀吉婿養子	孫	忠夫	全	
日洋	日洋	島	穀川	秀吉婿養子	孫	忠夫	全	
田鶴	田鶴	島	穀川	秀吉婿養子	孫	忠夫	全	
君枝	君枝	島	穀川	秀吉婿養子	孫	忠夫	全	
光夫	光夫	島	穀川	秀吉婿養子	孫	忠夫	全	
輝夫	輝夫	島	穀川	秀吉婿養子	孫	忠夫	全	
キヌ	キヌ	島	穀川	秀吉婿養子	孫	忠夫	全	
幸三	幸三	島	穀川	秀吉婿養子	孫	忠夫	全	
日洋	日洋	島	穀川	秀吉婿養子	孫	忠夫	全	
田鶴	田鶴	島	穀川	秀吉婿養子	孫	忠夫	全	
君枝	君枝	島	穀川	秀吉婿養子	孫	忠夫	全	
光夫	光夫	島	穀川	秀吉婿養子	孫	忠夫	全	
輝夫	輝夫	島	穀川	秀吉婿養子	孫	忠夫	全	
キヌ	キヌ	島	穀川	秀吉婿養子	孫	忠夫	全	
幸三	幸三	島	穀川	秀吉婿養子	孫	忠夫	全	
日洋	日洋	島	穀川	秀吉婿養子	孫	忠夫	全	
田鶴	田鶴	島	穀川	秀吉婿養子	孫	忠夫	全	
君枝	君枝	島	穀川	秀吉婿養子	孫	忠夫	全	
光夫	光夫	島	穀川	秀吉婿養子	孫	忠夫	全	
輝夫	輝夫	島	穀川	秀吉婿養子	孫	忠夫	全	
キヌ	キヌ	島	穀川	秀吉婿養子	孫	忠夫	全	
幸三	幸三	島	穀川	秀吉婿養子	孫	忠夫	全	
日洋	日洋	島	穀川	秀吉婿養子	孫	忠夫	全	
田鶴	田鶴	島	穀川	秀吉婿養子	孫	忠夫	全	
君枝	君枝	島	穀川	秀吉婿養子	孫	忠夫	全	
光夫	光夫	島	穀川	秀吉婿養子	孫	忠夫	全	
輝夫	輝夫	島	穀川	秀吉婿養子	孫	忠夫	全	
キヌ	キヌ	島	穀川	秀吉婿養子	孫	忠夫	全	
幸三	幸三	島	穀川	秀吉婿養子	孫	忠夫	全	
日洋	日洋	島	穀川	秀吉婿養子	孫	忠夫	全	
田鶴	田鶴	島	穀川	秀吉婿養子	孫	忠夫	全	
君枝	君枝	島	穀川	秀吉婿養子	孫	忠夫	全	
光夫	光夫	島	穀川	秀吉婿養子	孫	忠夫	全	
輝夫	輝夫	島	穀川	秀吉婿養子	孫	忠夫	全	
キヌ	キヌ	島	穀川	秀吉婿養子	孫	忠夫	全	
幸三	幸三	島	穀川	秀吉婿養子	孫	忠夫	全	
日洋	日洋	島	穀川	秀吉婿養子	孫	忠夫	全	
田鶴	田鶴	島	穀川	秀吉婿養子	孫	忠夫	全	
君枝	君枝	島	穀川	秀吉婿養子	孫	忠夫	全	
光夫	光夫	島	穀川	秀吉婿養子	孫	忠夫	全	
輝夫	輝夫	島	穀川	秀吉婿養子	孫	忠夫	全	
キヌ	キヌ	島	穀川	秀吉婿養子	孫	忠夫	全	
幸三	幸三	島	穀川	秀吉婿養子	孫	忠夫	全	
日洋	日洋	島	穀川	秀吉婿養子	孫	忠夫	全	
田鶴	田鶴	島	穀川	秀吉婿養子	孫	忠夫	全	
君枝	君枝	島	穀川	秀吉婿養子	孫	忠夫	全	
光夫	光夫	島	穀川	秀吉婿養子	孫	忠夫	全	
輝夫	輝夫	島	穀川	秀吉婿養子	孫	忠夫	全	
キヌ	キヌ	島	穀川	秀吉婿養子	孫	忠夫	全	
幸三	幸三	島	穀川	秀吉婿養子	孫	忠夫	全	
日洋	日洋	島	穀川	秀吉婿養子	孫	忠夫	全	
田鶴	田鶴	島	穀川	秀吉婿養子	孫	忠夫	全	
君枝	君枝	島	穀川	秀吉婿養子	孫	忠夫	全	
光夫	光夫	島	穀川	秀吉婿養子	孫	忠夫	全	
輝夫	輝夫	島	穀川	秀吉婿養子	孫	忠夫	全	
キヌ	キヌ	島	穀川	秀吉婿養子	孫	忠夫	全	
幸三	幸三	島	穀川	秀吉婿養子	孫	忠夫	全	
日洋	日洋	島	穀川	秀吉婿養子	孫	忠夫	全	
田鶴	田鶴	島	穀川	秀吉婿養子	孫	忠夫	全	
君枝	君枝	島	穀川	秀吉婿養子	孫	忠夫	全	
光夫	光夫	島	穀川	秀吉婿養子	孫	忠夫	全	
輝夫	輝夫	島	穀川	秀吉婿養子	孫	忠夫	全	
キヌ	キヌ	島	穀川	秀吉婿養子	孫	忠夫	全	
幸三	幸三	島	穀川	秀吉婿養子	孫	忠夫	全	
日洋	日洋	島	穀川	秀吉婿養子	孫	忠夫	全	
田鶴	田鶴	島	穀川	秀吉婿養子	孫	忠夫	全	
君枝	君枝	島	穀川	秀吉婿養子	孫	忠夫	全	
光夫	光夫	島	穀川	秀吉婿養子	孫	忠夫	全	
輝夫	輝夫	島	穀川	秀吉婿養子	孫	忠夫	全	
キヌ	キヌ	島	穀川	秀吉婿養子	孫	忠夫	全	

妻世八七五四長妻世妹二長妻世全世三長妻母  
帶主女女女女男主女女主女女主女女主女女  
全富元全全全全全全谷全全全全曾根△山本△橋本鶴松ノブエ美枝コヨセクマ  
年子會榮昌子和子仁子淑枝勉イセ次男好子俱子信子信子信子ハルミチ子信子信子

六月廿五日 一日  
七月六日 一日

米屋町	千代造二女	清水	俊子
海	小源吾婦	笹村	艶子
全	土	原 孝一三女	孫 厚母美津子
平安古町	傳治郎長男	福本 正作	全 玲子
原	龜三妻 ○ 井上千代子	全	全
全	長 女○全	綾菜	全
目代	五郎左衛門四男	村岡政一	全
川	島 十藏 孫 直鍋 豊子	全	全
御許町	伊久太二男 ○ 福島 歲雄	全	全
全	貫一弟 柴部 良雄	全	全
今古萩町	助七長男 中川 勇	全	全
古萩町	藤松六男 見好 幸雄	全	全
木	内 幸男 弟 平岡 律	全	全
堀	市 松 弟 中村 政義	全	全
熊谷町	間 戸 大田平三郎	全	全
吉田町	吉田 義助四女 岡本 弘子	全	全
玉江浦	七右衛門庶子男 ○ 野上善人	全	全

六月十八日 七月十日  
九日  
十三日  
十五日  
十一日  
十三日  
十四日  
十九日  
七日  
廿三日  
廿四日  
廿七日  
廿八日  
十四日

○七月中入寄留及復  
歸屆出の者

○七月 中 入寄留及復歸届出の者		○印は復歸の者△印は町内轉寄留の者	
名	世帯主△の續柄	氏名	入寄留又は復歸の年月日
堀 区	内	世 带 主△森重ヨシノ	昭和六年七月一日
全	長	女△全 智恵子	
全	二	女△全 澄子	
全	三	女△全 紀子	
島	四	女△全 静江	
全	五	男△宗像 佐熊	
全	三	男△全 丈夫	
全	妻	全 シズ	
全	五	全 優	
香川津	世帶主	砂川 島一	
浜崎町	椿町	石川利吉縁故者 齋藤公孝	
吉田町	吉田町	田中太郎吉縁故者 竹内吉治	
全	全	全 全 全 全 全 全	六月廿八日
油屋町	世帶主	瀧谷 伊三	
全	妻	全 シモ	
全	全	全 全 全 全 全 全	七月七日
全	全	全 全 全 全 全 全	廿五日
全	全	全 全 全 全 全 全	七月一日

度量衡法違反  
賣藥法違反  
暴力行爲等處罰違反  
自動車取締令違反  
議員選舉法違反  
印紙稅法違反  
漁業法違反  
業務上過失致死  
森林法違反  
船員法違反  
結核豫防法違反  
差押標示損壞  
山口縣警察犯處罰令違反  
牛乳營業取締規則違反  
地方競馬規則違反  
住居侵入違反

- 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

二〇〇〇年九月一日

三 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一

六五 一 一 一 — — 一 — 一 五 一 一 三 一 三 一

八七一一一三一—一一二一—三三二一

雜事

## ◎ 疲弊のドン底から 何が農村を救ふか

◆さすが豊葦原の健氣な農民たち  
　　村の更生に勢ひ立つ新興の

村の更生に勢ひ立つ新興の意氣と感情農村疲弊の聲も久しく田は荒れ農民に生色なく豊葦原瑞穂國も本來の面目を失はうとしてゐる近頃この疲弊のドン底から農民を救ひ模範村を建設しようとする健氣な農民が全國的に次第に多きを加へ粒々辛苦をつゝけてゐるさまは實に涙ぐましくも尊い状景である

◆汗みどろの奉仕

農林生の農耕手傳ひ

長野縣南佐久郡北牧村にある同村外四ヶ村の組合  
立南佐久山林學校は完全に郷土農村的教育を施して  
ゐる實業學校として特異的であるが先頃の同地方の  
雹害で農作物を滅茶々々にされ手のくだしやうもな

全全全中土越全全全江全全金全川古萩町  
ノケ倉原濱向谷島町  
二長妻世新縁兼三二長妻世二妻世妻世五  
帶二故本武主女者吉女△全女△全女△全女△全女△全女△全女△全女△全女△兒山國枝  
女女主女△全高野大谷昌夫高子靜子千世子ノプロヨ茂カツヨ  
全全全大田高野大谷昌夫高子靜子千世子ノプロヨ茂カツヨ  
美代子シゲノ玄海梅道子修  
全全全全全全全全全全全全全全全全全全全

く呆然自失してゐる地方民に對し元氣を呼び覺ましてやるため同校二百の生徒はこの程來申斐々々しい田圃姿に身をかため自校作物のトマト、茄子苗などを背負ふて総出動し村々を訪ねて苗を配つたり村人の先に立つて困つてゐる農家の植付をしたり耕してやつたり終日汗みどろの勞働奉仕をしてゐたゝめ呆然としてゐた地方農民も急に元氣つけられて働き出すに至つたといふ。

#### ◆輝く村の研究田

一村これに倣ふ

高知縣長岡郡由井村の村役場では役場の後に「研究田」といふのを設けたこれは米の增收方法は口でだけござ宣傳しても効果はあがらぬもの實際にやつて見せるに限といふので農會指導のもとに村長から以下吏員総出で耕作をはじめたがこれが指導田となつて村内皆この方法によるやうにする豫定で本年から向ふ三ヶ年に反當り米六石、麥四石四斗が收穫される筈であると、村長はじめこれによつて一村を窮乏から救はうと全力をあげて働いてゐる

#### ◆貧村が美田化す

皆野良に出て働き養雞は専ら女子供の仕事と/orたが結果は非常に良好で二十に満たぬ小戸數で一年のうちには一ヶ月千五六百個の卵を出荷するやうになり極貧部落もこれがために以後豊かな經濟状態になつた。

### ◎萩町日誌

(本月報登載外のもの)

七月一日 宮崎助役は上水道の件に付き山口市に出張

明倫小學校に於て青年訓練所總動員を實施

四日 町公會堂に於て阿武郡產牛畜產組合萩町

常設家畜市場改築落成式舉行

八日 上水道先進地視察員一行午後六時歸萩

十日 林町長は上水道並省營バスに關し縣廳に

出張即日歸廳

十一日 町衙に於て戸數割調査委員會開催

十七日 平井本縣知事は徵兵検査視察後玉江浦青

年宿を視察す

#### 拍子木村生活の由來

福島縣の新山町石熊部落は非常な美田揃ひでどんな年でも反當り七八俵の收穫をあげてゐるので有名なところだが、その昔同地方は非常に地味が悪くしかも耕地が少く村民の生活も殆ど立ち兼ねる有様だったが村民たちは百方方法を講じた末がつひに協力して仕事をすることが最善の道だといふ結論により同村の名物「拍子木生活」といふのを始めた、つまり順ぐりに當番がきまつてゐて毎朝カチ／＼村中を拍子木を打つて廻る、それによつて起床も野良へ出かけるのも、晝めしも終業も村中のものが軍隊式にキチ／＼と行動するので仕事の能率のあがること素晴らしく數年ならずして前記の如く模範の良田、有福な村となつたといふが目下のこの農村の不況に際しこれこそ大いに行はるべき良法だとして近村でもこれに倣はうとしてゐる

#### ◆女子供は養鷄男は野良で

朝鮮京畿道長白山面もまた極貧部落として有名なところであるが、これではいかぬと發奮した村民は三年以前から一齊に各戸で養鷄をはじめた、男子は

十九日 萩魚市場に於て萩町魚市場委員會開催

二十日 町衙に於て産業組合長北部會開催

二十二日 宮崎助役は上水道事務打合の爲山口市に

出張

二十三日 宮崎助役は堀内公會堂に於ける山口高等商業學校主催の茶話會に出席

午後二時より課長會議開催

二十九日 林町長は笠山土地を越ヶ濱漁業組合に分譲の件に付同地に出張

#### ◎豫防消毒機使用の勧め

近頃結核で倒れる人が次第に増して來ました此の病氣の蔓延に對しては各自に於ける衛生上の注意が最も必要であり又患者の使用した品物の如きは十分に之を消毒して使用するのが肝腎であります。萩町では右の外傳染性の「赤痢、チフス、チフテリア、コレラ、ペスト、痘瘡」其の他の病氣をして蔓延せしめぬ様完全に之を消毒する爲專賣特許SK式真空消毒機を備付け一般の消毒に應することになつ

て居りますからこの設備を利用せられてお互に病氣に罹らぬ様に用心を願ひます尙消毒機使用料金其の他の詳細に付ては役場内衛生係又は堀内病院へ申込まるれば一切の取計を致します

### ◎讀者の方聲

本雜事中に「讀者の聲」といふ項を設け主として萩町の公益増進に關し讀者諸彦より希望せらるゝ事項を一事項につき二十三字詰三行以内を限度とし之を掲載することとしてゐます、匿名にて差支ありません振つて御投稿を御願ひ致します



### 題焦心錄後

高 杉 晋 作

内憂外患迫吾州 正是存亡危急秋  
唯爲邦君爲家國 焦心碎骨又何愁

### 因中有所感

前 原 一 誠

四十年來重五倫 誠忠却爲不忠臣  
月明猶是有私否 不照檻倉獨坐人

### ◎納稅のすゝめ

本月の稅金は國稅、營業收益稅第一期分、同縣稅、附加稅及同町稅附加稅、資本利子稅第一期、縣稅、營業稅及雜種稅（歩合稅に係るもの）同町稅附加稅の七種であつて其の納期限は何れも月末であります尙例に依り左の通り出

い

八月二十八日

木間小學  
山田信用組合  
椿信組合  
東記念館  
積善信用組合  
雁島支部  
越ヶ濱上水道事務所

昭和六年八月

萩町稅務課

### ◎敢て町產業技術員の

御利用を望む

萩町の産業を増進する爲町の專屬技術員として普通農事一人果樹園藝一人林業一人水産業一人養蠶業一人の外に囑託技術員として普通農事一人を置いております是等の人達は全く机上の仕事を爲す者では無く町内當事者各位の奉仕せらるゝ夫々の事業に就き實地の指導を爲すことを以て本體として居るものであり皆様が之を御利用下さればこそ萩町の生産業を進歩緻達せしめ得るのでありますから今後は御遠慮なく關係の區長役場を経て其の旨をお申出下さい勿論町當局としては出來得る限り御希望に副はしむる様致します敢て御利用を望む

尙ほ右技術員の人達が町内を巡回の際皆さんの田畠園地其の他林野等の施設振りにつき氣付きたる事項あるときは約葉書大の厚紙に其の要旨を認め看易き所に之を掲げ置き御注意を促すこと致しておりますから右様仰承知置きを願ひます

## 稟 告

萩月報の使命とする所は町民諸子をしてより多くが自己の町勢を理解し率て以て愛町の觀念を旺盛ならしめむとするに在り換言すれば常識として唯一無二の絶好讀物たらしめ相倚りて町將來の福祉を増進し所謂町格を向上せむことを冀ふものなり。

幸にして發行以來年と共に購讀者數を増加し編輯上其の責任の重大なるを感じらるゝにより今後は一層登載事項の蒐集選擇に力を注ぎ以て讀者各位の期待に副はむことを欲す之を諒とせられむことを。

萩月報 編輯者

萩月報 昭和五年八月十三日印刷納本  
昭和六年八月十五日發行

(昭和五年五月六日)  
第三種郵便物認可

萩月報 昭和五年五月六日  
毎月一回十五日發行 第四十一號

### 發行要項

一、發行 每月一回十五日發行  
一、購讀料 一ヶ月金拾八錢(郵稅共)  
六ヶ月分金壹圓(同上)  
一ヶ年分 金壹圓八拾錢(同上)

昭和六年八月十三日印刷  
昭和六年八月十五日發行

編輯兼發行者 萩町長 林勇輔

山口縣阿武郡萩町大字西田町五十五番地

印 刷 者 荒瀬徳治

山口縣阿武郡萩町大字西田町五十五番地

印 刷 所 信清舎印刷所

發行所 山口縣萩町役場

振替口座下闇二七三六番

取次所 藤川書店